

マナーからルールへ

なくそう！望まない受動喫煙



たばこの煙には、喫煙している本人が吸いこむ主流煙と、たばこから直接出る副流煙、さらに喫煙者が吐き出す呼出煙があります。特にフィルターを通さず燃焼温度が低い副流煙は、多くの発がん性物質、ニコチン等の有害物質を含んでおり、危険性が高いと言われています。

昨年7月に成立した改正健康増進法では、多くの人が利用する施設等の受動喫煙防止対策が強化されました。吸う人も吸わない人も、誰もが住みやすい環境づくりに向け、市民の皆さんのご協力をお願いします。

改正健康増進法により市庁舎などが7月から原則敷地内禁煙となります

市では既に敷地内禁煙になっている施設も含まれますが、今般の改正法により、学校・児童福祉施設・医療機関・行政機関の庁舎等は7月1日から原則敷地内禁煙になります。

また、飲食店・事業所等、多くの人が利用する施設についても、令和2年4月1日から

原則屋内禁煙が義務付けられ、喫煙専用室など法律に定められた要件を満たす場所以外ではたばこを吸えなくなります。

事業者の方へ

喫煙には分類に沿った喫煙室の設置が必要です



改正健康増進法が全面施行される来年4月以降は、違反する施設等の管理権原者等（施設の管理について権原を有する者および施設の管理者）には、50万円以下の過料が科されます。

厚生労働省では、一定の基準を満たした喫煙専用室の設置に対して、費用助成を行っています（受動喫煙防止対策助成金）。施行直前に焦ることのないよう、お早めにご対応ください。

※飲食店への経過措置や、財政・税制支援等、詳しい情報については厚生労働省のホームページでご確認ください。
<https://iyudokitsuen.mhlw.go.jp>

問い合わせ

健康づくり課 健康増進担当

☎ 23・4310

女性のがん予防講演会のお知らせ



自分のため、大切な家族のため、がんに対する正しい知識を身につけ、ご自身の健康を守りましょう。がんは早期発見早期治療で克服できる時代です。講演会当日、ご希望の方には、乳がん検診（自己負担額1,000円・子宮がん検診（自己負担額2,000円）の「受診券」を発行しますので、ご活用ください。必ず、保険証をご持参

ください。ただし、受診券の発行は、葦崎市民の方で、年度末年齢が乳がん検診は25歳以上の女性、子宮がん検診は21歳以上の女性に限りです。

★日時 7月17日（水）
10時30分～12時
（10時受付開始）

★場所 市民交流センター
（二コリ2階）
ちびイベントスペース
山梨まんまくらぶ
若尾 直子氏

★対象 20歳以上の市民
（市外の参加も可能）

★定員・参加費 25名・無料

★申込み・問い合わせ 健康づくり課 保健指導担当
☎ 23・4310
FAX 23・4316

★託児利用申込 葦崎市子育て支援センター
（市民交流センター二コリ内）
☎ 23・7676
FAX 23・7678
※7月5日（金）締切

介護支援ボランティアになり介護予防してみませんか？

高齢者がボランティア活動を通じて社会参加し、自分自身の介護予防を図る「介護支援ボランティア事業」を実施しています。介護保険施設等の受入施設において活動すると、1時間につき1スタンプ押印し、貯まったポイントに応じて換金（最大5,000円）できます。

■対象者

市内に在住で介護保険1号被保険者（65歳以上）であって介護保険料の滞納のない方で、養成研修を受講された方



■活動場所

介護支援ボランティア受入施設として市に登録した施設

■活動内容

- ①レクリエーションなどの指導、参加支援
- ②お茶出しや食堂内の配膳、下膳などの補助
- ③散歩、外出および館内移動の補助
- ④模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの行事の手伝い
- ⑤話し相手
- ⑥施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動
- ⑦その他



※詳しい活動の内容や時間等については、各受入施設等の条件により異なります。

■養成研修日（おたすけ隊養成研修と合同開催）

8月8日（木）、9日（金） いずれも9時～12時
※その後希望により随時研修を行います。

■申込み・問い合わせ

葦崎市社会福祉協議会 ☎22-6944